

フォーミュランド・ラー飯能力カート置場使用契約書

4. 乙は、経済状態の変化、その他やむを得ない事由の生じた場合は契約期間においても使用料金を改定できるものとする。	
第7条 所定カート置場	（以下甲とする）の所有車輛をフォーミュランド・ラー飯能力（以下乙とする）のカート置場に置くことにつき、次の通り本契約を締結する。 甲は所定のカート置場以外にカートおよび工具、備品等の保管はしないものとする。また、ガソリンの保管は行わないものとする。
第8条 車両	甲は乙の取決めの諸規則を厳守し、乙の指定する場所に車輛を置き、乙はこれを承認するものとする。 甲が本施設を利用し得る車両は下記のものとする。 （1）甲が第5条の違反したとき。 （2）甲が使用料金を支払期限より1ヶ月以上経過しても支払わなかつたとき。 （3）その他、甲が本契約に違反したとき。
第3条 第4条	この契約書の成立の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名、捺印の上、各自1通ずつ保管する。 車輛保管責任は甲にあるものとする。乙は置場のみを提供し、乙が車輛及び工具、備品の破損、紛失、その他一切の損害について、車輛置場内または、その他の場所を問わず、いかなる責も負わない。 1. 本契約は契約締結日 年 月 日まで 1年または1ヶ月とする。 2. 本契約満了1ヶ月前までに甲、乙いざれからも書面による意思表示がない場合は、本契約の締結は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。
第5条 第6条	甲は次の行為をすることが出来ない。 (1) 本契約上の権利譲渡、名義変更 (2) 車輛置場の転貸及び営業行為 1. 甲は本契約締結と同時に乙が別に定める料金に基づきその年度分の使用料金を前納するものとする。 2. 前納された料金は、いかなる場合においても返還はしない。 3. 甲は、カート売却などにより、カート置場の使用が不要となつた場合そのカート置場の使用权は、契約期間の有無にかかわらず、消失する。